

審査・支払等にかかる同意書

- 1 手当にかかる審査及び支給にあたって、越前市が必要により次の行為を行うことに同意します。
 - （1）申請者（及び申請者の配偶者）の育児休業給付金等の申請及び受給状況について、納付機関等に照会すること。
 - （2）申請者及び同一世帯者にかかる住民基本台帳、所得、市税等の課税、保育所等の入所及び生活保護の受給に関する状況を確認すること。
 - （3）申請者（及び申請者の配偶者）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないことを調査すること。
- 2 越前市在宅育児応援手当支給認定申請書及び育児休業給付金等受給申請状況証明書の記載事項に変更のあった場合は速やかに届け出るとともに、支給要件を満たさなくなった場合は支給の取消等の決定に従います。また、返還金が発生した場合は、給付を受けた市長の指示に従い、速やかに返還します。

令和6年 9月 1日

申請者氏名 越 前 太 郎

配偶者氏名 越 前 花 子